

講義資料編

1 動産質権と債権質権

Q13-01 動産質権に関する次の記述のうち、誤っているものを指摘しなさい。

- (1) 動産質権は、質権者が目的動産を現実占有して、債務者や設定者に弁済への心理的圧力を加える点に本質的な効力を有する。
- (2) 質権者Xが質権設定者Sにだまされて、善意の第三者Dに対し、SのDに対する代物弁済として質物を交付した場合、Xは、Dに対して返還を請求することができない。
- (3) 動産質権者は、簡易な実行方法（354条）による以外、設定者との合意で、質権の目的物による代物弁済を行うことができない。
- (4) 抵当権や不動産質権の場合と異なり、動産質権の場合には、優先弁済権を行使できる被担保債権の範囲は時間的な限定を受けない。
- (5) 動産質権者は、質物から天然果実が生じた場合には、それを収取して優先的に被担保債権の弁済に充てることができるほか、第三者に質物を賃貸して法定果実を収取したり自ら質物を使用し、このように使用・収益して得た法定果実や使用利益をも優先的に被担保債権の弁済に充当することができる。

Q13-02 債権質に関する次の記述のうち、誤っているものを指摘しなさい。

- (1) 賃貸借契約の際に賃借人が賃貸人に預託した敷金の返還請求権を目的として債権質を設定する場合、敷金の授受の事実が賃貸借契約書に示されていれば、賃貸借契約書を債権者に交付しなければ質権は成立しない。
- (2) 銀行に対する預金債権には、銀行の承諾がなくても、有効に質権を設定することができる。
- (3) 銀行は、預金者に融資をする場合、その担保として、預金者が自行に対して有する定期預金債権に質権の設定を受けることができ、自らが第三債務者となるため、通知又は承諾という対抗要件を備える必要がない。
- (4) 債権を目的とする質権の場合、質権者は、競売を申し立てるほか、第三債務者が質権の行使を争わない限り、第三債務者から直接に弁済を受けて、受け取ったものを自らの被担保債権に充当するという方法をとることができる。

2 動産・債権の譲渡担保（集合財産譲渡担保や動産・債権譲渡特例法による場合を除く）

Q13-03 動産譲渡担保が利用される理由を挙げなさい。

Q13-04 S株式会社は、Gから300万円を借り受け、その担保として、自社の工場で使用している工作機械甲（時価400万円相当）の所有権と、Sが取引先Aに対して有している100

万円の貸金債権を譲渡した。Sは、G₁との合意に基づき、引き続き甲を工場で使用し、Aに対しては確定日付のある債権譲渡の通知を行った。この場合について、次の小問に答えなさい。

- (1) 300万円の債務の弁済期より前に、経営が行き詰まったSは、甲とを自分の所有物や債権だとしてDに売却し、甲をDの工場に運び、を譲渡したとの確定日付のある通知をAに対して行った。G₁とDの関係はどうか。判例と学説で見解が異なるとすればどういう点かも指摘しなさい。
- (2) 300万円の債務の弁済期より前に、経営が行き詰まったSは、G₂からも200万円を借り受け、その担保として、甲を自分の所有物だとしてG₂に甲の所有権を譲渡した。甲は、G₁への所有権譲渡の場合と同様、Sが引き続き工場内で使用している。G₁とG₂の関係はどうか。判例と学説で見解が異なるとすればどういう点かも考えなさい。
- (3) (2)とは異なって、Sの債権者G₂が、甲をSの所有物として差し押さえて競売しようとした場合、G₁とG₂の関係はどうか。判例と学説で見解が異なるとすればどういう点かも考えなさい。
- (4) Sが破産したとすると、G₁はどのような権利主張ができるか。判例と学説で見解が異なるとすればどういう点かも考えなさい。
- (5) Sにつき会社更生手続が開始された場合、G₁はどのような権利主張ができるか。判例と学説で見解が異なるとすればどういう点かも考えなさい。
- (6) 設例を変形して、債権が、SがAに対して現に有している貸付金債権ではなく、たとえば将来取得するかもしれない求償債権であるとすると、こうした将来債権も有効に担保として譲渡し、譲渡時に対抗要件を備えることができるか。
- (7) (6)からさらに変形して、債権が、継続的な取引関係にある主要な取引先A～Cの3社に対して将来発生する可能性の高い代金債権であるとすると、どうか。

3 動産売買先取特権

Q13-05 Xは、Sとの間で商品甲の売買契約を結び、代金は納品の1か月後に振り込むとの約束で、甲をSに引き渡した。この場合について、次の小問に答えなさい。

- (1) Xは、Sとの間で担保権設定の合意をしなくても、動産売買先取特権に基づいて代金債権とその利息について売り渡した動産甲から優先的な弁済を受けることができるが(321条)、そのような優先権を法律が認めている理由はどこにあるのか。
- (2) Sが甲をDに売却して引き渡した場合、Xはどうすればよいか。
- (3) (2)と異なり、Sが甲をDに担保として譲渡した場合はどうか。
- (4) (2)の場合、Xが物上代位によりSのDに対する代金債権を差し押さえる前に、Sの債権者Gがこの債権を差し押さえたとすれば、XとGの関係はどうか。
- (5) (2)の場合、Xが物上代位によりSのDに対する代金債権を差し押さえる前に、Sの債権者Gがこの債権を譲り受け、Sが確定日付のある通知を行ったとすれば、XとGの関係はどうか。

4 所有権留保

Q13-06 Xは、建設機械抵当法及び建設機械登記令に基づいて自己名義で登記した中古の建設機械甲を、この種の中古建設機械の販売業者であるAに対して、売買代金完済まで所有権を留保するとの特約を付して売却し、引き渡した。Yは、Aから甲を買い受けて引渡しを受けた。この場合について、次の小問に答えなさい。

- (1) Xの所有権留保には対抗要件が不要である(通説)といわれるのはなぜか。
- (2) Xは留保した所有権に基づいて甲の返還をYに請求できるか。
- (3) (2)の請求が困難だとすれば、XがYに対して他に何らかの請求ができないか(やや応用的な問題)。

5 集合財産譲渡担保と動産・債権譲渡特例法(2005年10月3日施行)

おそらく時間の関係でここまでは扱えない可能性が高いし、このテーマは、譲渡担保の応用編であって基礎を超えるので、簡単にポイントを押さえておくだけにします。

(1) 集合財産譲渡担保の意義

- ・価値の低い個々の動産や債権も、まとめて大きな価値を持つものとして担保化できる。
- ・個々の動産や債権の取得/発生、譲渡/消滅等を超えて全体として1つの担保価値を持つものとして把握でき、対抗要件も集合財産全体について備えれば足りる(判例・通説の**集合物論**。集合物論は対抗要件の点で債権については妥当しにくい)。

(2) 集合財産譲渡担保の設定の要件

対象の特定性 権利の及ぶ範囲を明確化し競合債権者等を保護

：種類・場所・数量等(動産の場合) 最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁

発生原因・第三債務者・発生時期・金額等(債権の場合)

譲渡人の営業活動を著しく制約したり他の債権者に不当な不利益を与えるなど**公序良俗違反に当たらないこと**：通常の経営の過程では、固定化(実行の前提としての譲渡担保権の対象の確定)以前は、個々の財産の処分は譲渡人の自由に委ねられることが多い。

(3) 対抗要件

動産の場合

(a) **集合物全体の占有改定**(178条) 最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁

(b) 動産譲渡登記 **参考** <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji97.html>

- ・法人が譲渡人であることが要件。個別動産でも集合動産でも登記できる。

債権の場合

(a) 確定日付のある債権譲渡通知又は承諾(467条2項)

- ・対抗要件の留保も多いが効力が否定されるおそれがある。
- ・譲渡人の通常の営業用の流動資金確保のために、実行通知までは譲渡人に取立て委任がなされることが多くこれも有効(最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁)。

(b) 債権譲渡登記(動産・債権譲渡特例法) **参考** <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji13.html>

- ・第三債務者に対する対抗要件と第三者対抗要件を分離：第三債務者に登記事項証明書を交付して通知・承諾がなされれば、譲受人が取立可能になる(法4条2項)。

- ・債務者不特定の場合にも動産・債権譲渡特例法は債権譲渡登記を許容。

たとえば、Q13-06において、転売先がYに決まっていれば、将来の転売代金債権を予め譲渡担保とし、確定日付のある通知をAからYにさせるという方法がある。転売先がYに決まっていなければ、譲渡担保の設定自体は可能だが、民法上は債権譲渡の第三者對抗要件を備える方法がなく、動産・債権譲渡特例法による債権譲渡登記によらなければならない。

(4) 集合（流動）財産譲渡担保の効力

固定化以前

(a) 譲渡人の通常の営業の範囲内の処分

- ・個々の動産・債権の処分は、通常の営業活動の範囲では自由。処分された財産は、担保の拘束を免れる。
- ・譲受人は即時取得の適用を考えるまでもなく、有効に権利を取得する。
- ・なお、第三者の侵害に対しても譲渡人のみが物権的請求権や損害賠償請求権を有する。
- ・債権譲渡登記の効力は、確定日付のある債権譲渡の通知・承諾と同等（法4条1項）。

(b) 譲渡人の通常の営業を超える違法な処分

- ・違法で無効な処分として譲受人を即時取得で例外的に保護すると考えるか、この場合も処分は違法だが有効だとして譲受人の権利取得を認めるかには争いがある。
- ・動産譲渡登記の効力は占有改定と同等（法3条1項）。即時取得は成立しにくくなるが否定されない。

固定化以後

- ・原則：通常の譲渡担保と同様になる。
- ・例外：第三者對抗要件として債権譲渡登記が用いられている場合には、譲渡人に実行通知をただけでは、第三債務者には対抗できない。